

第 4 章

現代タイの産業政策 ——産業投資奨励法の再評価——

はじめに

戦後タイ国の経済発展には目覚ましいものがある。第2次世界大戦において国土が厳しい戦場となることがなく、戦災による被害がほとんどなかったことが幸いし、戦後の経済復興を早くスタートすることができたことが一つの要因である。また、戦前から米、木材等一次產品の輸出国であったが、戦後の世界的食糧危機の状況下で、有力な食糧輸出国として外貨を稼ぎ、その資本蓄積を通じて産業投資を行なうことができたことも、もう一つの要因であった。さらに、第2次大戦によって、英・仏など列強諸国が東南アジアからその勢力を撤退させ、政治的、経済的既得権益や支配力が弱まり、国民の手による国家建設が容易になったことも、戦後経済発展を促進した要因の一つであった。しかし、戦後直後のタイ民間部門の製造業は、精米業、製材業などが主たるもので、その他は食品加工、製糖、タバコ、木造船など、小規模地場産業が存在するだけで、みるべき製造業は少なかった。戦後タイ経済はこのような初期条件の下でスタートすることになった。

その後のタイ経済は、比較的順調な経済発展をみたが、その発展過程において、1950年代までの発展のあり方と、60年以降の経済発展のあり方は大き

く異なっていた。それは、前者がタイの民族主義的思想をバックボーンとして、政府資本主導型の産業開発政策をとったのに対して、後者は、外資にタイ市場を開放し、民間資本主導型の産業開発政策をとったことの違いであった。このため、50年代末までは、各種製造業における国公営企業が次々と設立され、近代国家建設の一環として位置づけられたのに対して、民間企業の振興についてはあまり積極的な政策がとられず、民間部門の発展にはめぼしいものがみられなかった。

しかし、1960年以降は、政府はもっぱら産業インフラストラクチャーの整備に重点を置き、産業開発は民間資本の産業投資を誘導し、民間主導による工業化を促す政策がとられた。この政策によって、タイは新たな経済発展軌道を歩むことになり、民間企業を中心とする輸入代替工業化がまず始まった。その後、60年代および70年代を通じて、高度経済成長を達成し、88年には1人当たり国民所得が1000ドルに達するまでになった。そして、今日では一通りの消費財について国内生産ができる水準になった。

このようなタイの産業育成政策の中心にあったのは産業投資奨励法である。同法は1960年10月に公布されて以来、数次の改正を経てきた。この法律を中心として、関税、法人税、その他の租税や、労働法、土地法、外国企業規制法、その他の関連諸法令によって、民間産業の育成が行なわれてきた。

そこで、本章では、過去30年間の民間産業の育成政策について、産業投資奨励法を中心としながら、タイの経験を検証しようとするものである。この30年間のタイをとりまく経済環境は、きわめて変動の大きなものであった。それは2度のオイルショックもさることながら、隣接するベトナム戦争の影響も大きかった。また、国民経済規模の比較的小さなタイにとって、2度の大きな国際通貨調整における世界の多国籍企業のビジネス戦略からも大きな影響を受けた。したがって、実体経済の動きに基づいて、この30年間をいくつかの時期区分をし、その時期に対応した産業政策をみることもできるが、本章ではその方法をとらず、むしろ、タイの産業育成政策の変動に注目して時期区分をしてみた。そして、各時期の政策がどのような効果を生じたのか

について焦点を当ててみた。

このような考え方でタイの産業育成政策を時期区分してみると、次のようになる。まず、初めて民間重視の産業投資奨励法が制定された1960年から70年まで(第1期)、ニクソン・ショックおよびスミソニアン協定による国際通貨調整と前後して、投資法の大幅な改正が行なわれる71年から76年まで(第2期)、76年の軍部クーデタ後に投資法の改正を行なった77年から82年まで(第3期)、国際収支の悪化により本格的輸出振興策をうちだした83年から現在(1989年)まで(第4期)、である。

一般に、ある産業政策の制定が即産業界の実際の動きに結びつくとはかぎらない。政策の運用の仕方によって政策の効果が大きく異なってくるし、それ以上に時の経済環境が企業行動を支配するからである。この点に留意しながら、以下、節を改めて、タイの産業育成政策と実態経済の相互関係を分析することとしよう。

1. 産業投資奨励法の導入と市場開放

(第1期：1960～70年)

(1) 産業政策の大転換

1950年代のタイ経済は、消費財を中心とする工業製品輸入の増大により、大幅な貿易赤字を続けるようになった。当時、タイ政府は近代国家建設の一環として、国内行政組織の整備と学校教育や国民医療機関の整備を進めるとともに、近代的産業の設立に着手していた。産業の設立は、軍需物資の生産確保、大規模資本を必要とする企業の設立、公共性の強い企業の設立、国庫収入の拡大をはかるなどの目的に基づいて、これら分野の政府の手による工業化が推進された。民間資本の蓄積が進んでいない段階で、財政投資による政府の産業活動は経済開発に大きな役割を果たすことになった。

しかし、これらの国家建設および政府の手による工業化の推進は、膨大な財政資金を必要とするとともに、大量の資機材の需要を発生させた。そして、これらの資金と資機材が国内で調達できない場合、それを海外からの調達に依存しなければならなくなる。タイの場合、欧米先進国に模した近代国家、近代産業の創設をはかっていたため、必要な資機材の多くは海外から輸入せざるを得なかった。このため、工業化初期の段階で、消費財、生産財を問わず輸入が増大し、貿易赤字が拡大していった。タイ政府は従来均衡財政主義を堅持していたが、政府投資の増大により財政赤字も定着するようになった。

このような状況は1950年代後半に入つて厳しさが増し、タイ政府はアメリカや世界銀行（以下世銀とする）の経済協力を求めるまでになった。タイ政府はアメリカおよび世銀との交渉過程で、世銀の経済診断を受けるとともに経済開発計画を導入し、これまでの産業政策を大幅に手直しすることを受け入れることになった⁽¹⁾。それは次のようなものである。

- ① タイ国民および外国人の双方について、民間人の産業投資を奨励・支援すること。
- ② 政府投資は運輸、通信、電力など産業インフラストラクチャーの開発に向けること。
- ③ 政府の産業企業のこれ以上の設立を取り止め、また、すでに従事している産業から可能なかぎり手を引き、いくつかの既存企業は閉鎖またはスクラップ価格によっても払い下げること。
- ④ タイ人の産業活動への参加を大いに促すとともに、民間企業家の実質的主体である華僑のタイ社会への同化を促進し、民間産業を振興すること。
- ⑤ 民間産業の拡大のために、外国でも成功している、(イ)初期の関税保護、租税上の支援措置などにおける特別の優遇を行なうこと、(ロ)設備拡張など企業活動に関する規制を撤廃すること、(ハ)信用供与制度を整備すること、(ニ)関連インフラを整備し、供与すること、(ホ)工業省の組織改善を行なうこと、(ヘ)ビジネス上の不当な行為を根絶すること、な

どの政策および規則を確立すること。

- ⑥ 既存の産業奨励法を全面改正し、(イ)民間産業投資奨励の目的、奨励基準、優遇措置を明記し、(ロ)特定業種のみでなく、一定規模以上のすべての産業に適用し、(ハ)投資委員会の権限強化と事務効率の向上をはかり、(二)奨励企業を政府の競争にさらさない保障をすること、などを定める。

これら産業政策上の手直しは、政府主導型の産業開発から民間主導型の産業開発への転換であり、民族主義的産業開発から市場開放主義的産業開発への転換であった。そして明らかに経済発展路線についての大きな政策的転換でもあった。こうした1957年から60年にかけての世銀およびアメリカとタイ政府との一連の交渉の結果、60年産業投資奨励法が制定され、61年からの第1次経済開発計画が定められた。

(2) 1960年産業投資奨励法の思想と枠組み

政府主導型工業化の産業政策から、民間主導型工業化の産業政策への大転換を画した1960年産業投資奨励法は全34条からなる法律である。この法律には、投資奨励の対象となるべき産業とその規模についての関連規則がともなっている。この法律はその後、現在にいたるまでの投資奨励法の原形となるものであるだけに、そこに示されている基本的な思想と民間産業奨励の政策スキームは重要な意味がある。

1960年産業投資奨励法 (Act for the Promotion of Industrial Investment BE2503, 以下1960年法という) の構成は、まず名称(第1条)と施行日(第2条)を定め、1954年産業奨励法および関連命令の廃止をうたい(第3条)、定義を定め(第4条)、対象となるべき産業カテゴリーと規模を省令で定めることとし(第5条)、次いで産業投資奨励委員会の組織と権限を定めた(第6条～第14条)。続いて、投資奨励の申請から認可までの手続きが定められ(第15条～第17

条), 奨励企業に与えられる保障事項, 権利および利益が定められる(第18条～第24条)。さらに, 関係者および事業所の事情聴取と立入検査について規定し(第25条～第28条), 投資委員会の会計監査手続を定め(第29条～第31条), 経過規定(第32条)および罰則(第33条)を定め, 最後に首相の人事権および関係命令の発令権を定める(第34条)。

1960年法と, 以前の1954年産業奨励法との大きな違いは, (イ)投資委員会の構成において, 1960年法においては内閣が任命した委員長と委員からなる独立した機関構成であるのに対して, 前法は工業大臣の所管で, 工業大臣を委員長とし, 同法に指定された関係省庁の責任者を委員とする。(ロ)投資委員会の権限において, 1960年法は委員会が投資奨励許認可の権限をもっているのに対して, 前法は許認可事項を内閣に助言するのみであった。(ハ)投資奨励措置の内容について, 1960年法には権利および利益が明記されているのに対して, 前法はそれらの枠組記載のみで, 内容は投資委員会が内閣に助言するとされていた。(二)法に違反した場合の罰則について, 1960年法は奨励措置の取消しや少額の罰金が科されるのみであるのに対して, 前法は奨励措置の取消しばかりでなく, 奨励措置によって生じた所得の10倍以内の罰金または年間純利益の10倍以内の罰金が科せられた。

したがって, まず行政的枠組において, 新しい投資委員会は大幅に権限が強化されるとともに, 他省庁と同格の位置づけがなされた。また, 企業家にとって奨励措置の内容が事前に把握でき, 投資計画が立てやすくなるとともに, 政府との交渉手続が効率的となった。さらに, 1954年法では, 一度違法行為が発覚した場合, 企業の存続まで脅かされる可能性があるのに対して, 1960年法では奨励利益を失うのみで, その後の企業努力の余地が残されている。しかも, 実際の法律の運用において, 1954年法はその後の4年間に93件の奨励申請を受理したにもかかわらず, 1件も認可されなかった⁽²⁾。

次に, 1960年法の投資奨励措置の内容をみると, 以下のようになっている。

- ① まず, 奨励企業と競合する新たな事業に政府は従事しないことと, 民間企業は国有化しないことを保障した⁽³⁾。

- ② 通常の外国人が取得することができない土地について、投資委員会が認めた範囲の事業用土地の取得を認める。
- ③ 国内調達が不可能な機械および部品の輸入税を免除する。
- ④ 投資奨励認可証受領後5年以内に限って、課税所得が生じた初めの2年間について法人所得税を免除する。
- ⑤ 投資のために持ち込んだ外貨、または当該投資によって得られた利益の外貨による国外持ち出しちゃは送金の権利を認める。
- ⑥ 移民法の規定するクォータにかかわらず、投資委員会が認めた人員と期間において、外国人技術者および専門家とその家族の滞在を認めること。
- ⑦ 国の安全と経済に必要な場合を除いて、奨励企業の製品の輸出を認める。

以上的一般適用措置に加えて、次のような奨励措置が行なわれる。

- ⑧ 奨励企業の製品に関する輸出税の一定期間の免除または減額。
- ⑨ 工場設立に必要な資材、機器、および建設機械で、国内調達のできない物の輸入税の一定期間の免除または減額。
- ⑩ 奨励企業の製品と同種の製品の一定期間の輸入禁止。
- ⑪ 奨励企業の製品と同種の製品の一定期間の輸入税の引上げ。

これらの内容をみると、1960年法はアメリカおよび世銀の勧告を具体化したもの一つとなっている。その基本的思想は、幅広く民間企業を振興し、政府の競合と介入ができるだけ避け、その上で幼稚産業の一定期間の保護を行なうというものであった。そして、外国資本の直接投資を予定していることも重要な点である。しかし、投資インセンティブとしては、工場建設に関する奨励措置を除くと、営業期のインセンティブは2年間の所得税の免除と部品等輸入税の免除のみである。民間企業としては、むしろ、政府介入がなくなることと、競合商品の輸入規制が行なわれることに注目したものと思われる。何故ならば、企業努力の成果を政府の何らかの介入で無に帰すこと

がなくなったり、特に外資企業にとっては、これまでの輸出市場が輸入規制によって市場を失う恐れが生じたためである。

(3) 1962年産業投資奨励法の制定

これまで述べてきたように、1960年産業投資奨励法は、タイのこれまでの産業政策を大きく転換させる意味をもっていた。もちろん同法は、企業の設立に直接関わる政策であって、産業育成政策としてはその他の多くの政策も関係することになる。それらのうちで重要なものは、産業インフラストラクチャーの整備に関わる経済開発計画の導入であった。当時、タイ国では道路、港湾、電力、通信、工業用水、工業用地など、どの一つをとっても近代的工場を誘致するに十分な能力があったわけではない。したがって、当時、輸入に替えて国内生産を始めるにしても、民間企業はインフラ整備の遅れによる危険と負担を、すべて自助努力によって解決しなければならなかつた。例えば、しばしば起こる停電に備えて自家発電装置を持たなければならなかつたし、工場敷地までのアクセス道路の建設をしなければならなかつた。工業用水のために井戸を掘り、原材料や部品の入荷の遅れに備えて何ヵ月分の在庫を用意しておかなければならなかつた。このようなインフラ整備の企業負担は、当然、製品価格にはね返らざるを得ないが、そのような負担ができるない企業は、工場の設立ができなかつことになる。したがって、産業インフラの整備は、当時、民間産業育成にとって焦眉の急であったといえる。また、企業レベルの論理からすれば、国内生産をするかぎり、輸入商品との競争を考えざるを得ないし、インフラ負担コストが製品価格を押し上げ、高価格による市場の喪失をまねいてはならない。このため、一定の市場規模が存在し、大量生産によるコスト吸収を考える余地が必要となる。さらに、下請など部品関連企業や、素材産業の発達状況も企業設立のフィージビリティに影響する。この点では、当時のタイの経済発展段階では、求むべくもなかつた。

これらのために、民間重視の画期的な産業投資奨励法ができても、民間企業が現実に必要とする奨励措置と、初めての経験で法の適用をする政府の担当官の判断との間には、いくつもの意思の不疎通や理解の食い違いが生じざるを得なかった。そこで1960年法制定以来、多数の投資奨励申請がなされたなかで、投資委員会自体の組織の未熟さ、スタッフの経験の未熟さに加えて、法律の細部についての検討が進んでいなかったこと、多種多様な業種の実情を把握しきれなかったこと、公示した規模以上の企業であれば技術水準や経済的重要度に関係なく法を適用したこと、法の規定のあいまいさからくる担当官の恣意的な判断が入らざるを得なかったこと、などが大きな問題となつた。実際、投資奨励を認可された企業をみても、タイ資本の場合、伝統的な石材採掘業者や食品加工業者の既存企業が入っていたりすることも稀ではなかった。タイ政府は、奨励申請企業と交渉を積み重ねるなかで、これらの問題点を整理する必要性を感じるとともに、民間企業との交渉力を高めることも学んでいった。こうして、民間産業育成の初めての法律であった1960年法は、改正を余儀なくされた。

過去1年余の行政経験と教訓に基づいて、1962年産業投資奨励法（全文37条、以下1962年法という）が制定された。しかし、その基本的思想と枠組みは1960年法をそのまま継承したものであった。

1962年法で改正された主な点は次のようになる。

- ① 経済的重要度を考慮し、投資奨励対象産業を A, B, C の三つにクラス分けし、奨励措置に差をつけた。即ち、経済的に最も重要とされる産業 A は、生産に必要とされる原料および必要資材の輸入税および取引税を免除する。経済的に必要であるが A よりも重要度の低い産業 B は、生産に必要とされる原料および必要資材の輸入税および取引税を 50% 減額する。A および B に属さない産業 C は、生産に必要とされる原料および必要資材の輸入税および取引税を 3 分の 1 以下減額する。
- ② 機械および部品等の輸入税に加えて、取引税の減免税を追加した。
- ③ 所得税の免税期間を営業開始後 5 会計年度に拡大した。

- ④ 1962年法施行後5年を経過した場合、AおよびBの産業に新たに從事する企業は、輸入税および取引税の減免額は産業Cの例を適用する。
- ⑤ 外貨の国外持出しちゃは送金の理由の明確化など、条文中の内容の明文化を行なった。

したがって、改正法の主な特徴は、(イ)奨励企業に対する減免税を取引税まで拡大し⁽⁴⁾、法人所得税について5年間に延長するなど、より手厚くしたこと、(ロ)奨励対象産業に経済上の優先度を導入し、産業の近代化を明確化したこと、(ハ)新法施行後5年以後の申請企業に、減免税を縮小するとの規定により、早期の投資を歓迎したこと、および(=)法令の条文の明確化をはかったこと、の4点であった。

(4) 輸入代替工業化とベトナム特需

これまでみてきたように、タイの産業政策は1960年を期して大きく変化した。それは50年代後半に拡大していった貿易赤字と財政赤字の増大に直面したタイ政府のやむにやまれぬ政策転換であった⁽⁵⁾。この転換は、前にも指摘したように、民族主義的政府主導型産業開発から市場開放主義的民間主導型産業開発への転換であった。そして、アメリカおよび世銀の開発援助を予定した、タイとして初めての経済開発計画が導入された。もちろん、これらの政策転換の背景には、戦後東南アジアにおける冷戦構造の国際関係の影響もある。しかし、産業政策の側面において単純に図式化すれば、工業化の担い手がタイ政府1人から、国内および国外民間人の2人の手に移り、政府が産業インフラ面でこれをサポートすることになったことで、工業化の担い手が3人になったことでもあった。

そして貿易収支改善策の一つとして進められた産業政策が、まず輸入消費財の国内生産への転換であった⁽⁶⁾。この消費財の輸入代替工業化は、外国資本

へのタイ市場の開放と、1960年法に示されていた輸入規制および関税障壁によって製品輸入ができなくなる可能性が生じたことによって促進されることになった。しかし、1960年頃のタイ市場はそれほど規模の大きなものではなく、世銀調査団が調査を行なった57年でGNP413億バーツ（約20億ドル）、60年GDPで561億バーツ（約28億ドル）規模であった（いずれも市場価格）。このため、外資系企業の産業投資は、近代的製造業であっても、いずれもそれほど大規模なものではなく、現市場規模と将来の拡大予測を含めたくらいの中程度のものばかりであった。また、1960年法制定後の製品輸入に対する関税率はそれほど高いものではなく、消費財の大部分および中間財について25～30%で、少数の奢侈品についてのみ40%以上の税率が課せられたにすぎない⁽⁷⁾。したがって、関税保護による現地生産のメリットは、それほど効果が大きかったとは思われない。

しかし、1960年法制定後、1962年までの産業投資奨励企業は64社となり、そのうち外資系企業は35社あった。さらに、その後の投資が続き、60年代合計では結局896件の投資奨励が認められた。この間、家電、綿紡績、毛布、漁網、製糖、グルタミン酸ソーダ、亜鉛鉄板、鉄鋼、ガラス、苛性ソーダ、薬品、タイヤ、自動車組立、二輪車組立、合織などの産業が次々と操業した。これらの産業は、特に1960年代中頃から急増している。

1960年代のこのような民間産業の創出は、当時のベトナム戦争に関わる米軍を中心とする特需によって促進された一面がある。米軍のタイでのサービス購入だけでも、ピーク時の68年には約50億バーツ（2.5億ドル）あり、GNPの4.2%，貿易赤字の約半分に相当した。米軍のサービス購入はタイ中央銀行のデータでも、62年から70年まで222億バーツ（約10億ドル）あった。タイ経済には、正に、ベトナム戦争特需ブームを持ち込んだことになる。さらに、外国企業の投資は同じ62年から70年の間に、64億バーツ（約3.2億ドル）あり、タイ経済の成長を支え、タイ市場を拡大する効果をもたらした⁽⁸⁾。

このように、タイにおける1960年代における産業投資奨励法を中心とする産業育成政策は、タイの経済規模からくる効率上の制約を抱えながらも、多

第1表 タイ産業投資奨励法の推移

	1960年法	1962年法	1972年法	1977年法
公布年月日	1960年10月17日	1962年1月31日	1972年10月18日	1977年4月29日
条文構成	全34条	全37条	全39条	全60条
委員長	内閣が任命	同左	同左	首相
監督機関	首相	同左	同左	同左
権限	内閣の承認の下で認可証交付	独立で認可証交付	同左	同左
地位の保障	非国有化 政府企業の競合禁止	同左 同左	同左 同左	同左 同左
営業用土地取得	認可の範囲	同左	同左	同左
外国人就労	認可の範囲	同左	同左	同左
外国送金	投資外貨額 投資利益	同左 同左 外貨借入元本、利息及び契約義務	同左 同左 同左	同左 同左 同左
法人所得税	認可5年以内の課税利益の出た2会計年度分免税	営業開始後5会計年度分免税	所得発生後3~8年間	同左
輸入税	事業用機械、部品免税	事業用機械、部品、設備、工具、工場建設資機材免税 原料、中間財の3クラスに分けた減免(5年)	同左 特定地域又は輸出企業の減免	設備機械免税 原料、中間財の1年間の減免 同左
事業税		事業用機械、部品、設備、工具、工場建設資機材免税 原料、中間財の3クラスに分けた減免(5年)	同左 特定地域又は輸出企業の減免	設備機械免税 原料、中間財の1年間の減免 同左
関税保護	一定期間あり	同左	同左	1年間50%の特別課徴金
輸入禁止保護	一定期間あり	同左	同左	期間を定めずあり
罰則	認可権利、利益の取消	同左	同左	同左、遡及する場合あり

(出所) 筆者作成。

くの民間産業の創出を招来し、同時に、ベトナム戦争特需と民間投資自身の波及効果と、さらに政府の開発投資とにより、順調な産業発達を可能にしたといえる。

2. 国内市場の拡大と輸入代替産業の成長

(第2期：1971～76年)

(1) 國際経済変動と新たな外資流入

1960年代は世界的な経済拡大期であった。国連開発の第1次10年という世界的な開発政策が実施されるとともに、先進国経済も高度経済成長を行なった。タイ経済もその流れに乗ることができた。というよりも、タイ経済は前述したベトナム戦争特需の恩恵を受けて高度経済成長を達成することができた（60年代年平均実質成長率8.1%）。

しかし、輸入代替工業化の進展は輸入消費財の国内生産への転換を促進したもの、タイの1960年代はその範囲にとどまっていたため、消費市場が拡大するにつれて、原材料および中間財の輸入が増大した。特に、戦争特需による消費刺激は年を追うごとに増大し、バンコクを中心として、米軍の戦略基地となった多くの地方都市など、都市部の市場拡大をもたらした。

1970年代に入ると、世界経済におけるドル危機が叫ばれるようになり、アメリカのドル防衛政策が実施されるようになった。特にタイとしては、米軍戦略基地や施設の建設時期を終えて、特需の内容が経常支出を主とするようになったことと、ベトナム和平交渉の進展に合わせたドル防衛策の実施によって、特需の伸びが止まり、逆に減少しはじめるようになった。そして、71年のニクソン・ショックに続くスミソニアン協定による国際通貨調整は、世界経済に大きな不安材料を与えることになり、タイも例外ではなかった。

タイは、その通貨政策として1955年以来、1米ドル≈20バーツに安定させ

てきたが、71年の国際通貨調整においてもその政策を変えなかった。しかも、この間、公定レートと実勢レートとの隔たりもほとんどなかった。このようなタイ通貨(バーツ)の安定は、有力な農業一次産品の輸出による外貨獲得能力が大きな支えとなっていたことに加えて、60年代の外国資本の投資とベトナム戦争特需による外貨収入が大きく影響していた。

1971年の通貨調整に際して、バーツはドルに同調させたものであったため、日本および欧州との貿易量の大きかった分だけ輸入インフレを招くことになり、タイ経済に不安材料を与えることになった。しかし、このことは一方で輸出一次産品価格の国際競争力を維持したことでもあり、他方で、通貨高となった日本やEC諸国からの新たな産業投資を受けることにつながった。

(2) 1972年産業投資奨励法と経済ナショナリズム

タイの貿易収支は1960年代後半から、かつてなかったほどの大幅赤字を経験するようになり、タイ政府を悩ませていた。貿易赤字は年を追うごとに増大し、貿易インバランスの最大の相手国として日本の存在がクローズアップされることになった^⑨。特に、69年に、資本収支も含めた総合収支において赤字に転落したことは、タイ政府に危機感を与えることになり、輸入抑制政策が強化されることになった。例えば、68年の全体的な輸入関税の引上げに続いて、中古自動車の輸入禁止、外資系輸入代替産業の原材料および中間財の輸入制限などがなされ、これらを集大成した形で70年に輸入関税と輸入商品に対する取引税を大幅に引き上げた。

そればかりでなく、タイ政府は国民のナショナリズムを喚起して、国産品愛用運動を組織するとともに、外資系企業の現地化政策を推進することになった^⑩。それは1971年の自動車国産化要請、産業投資奨励法の改正(1972年10月)、外国人企業規制法(1972年11月)および外国人職業規制法(1972年12月)の制定などであった。これら一連の動きは、貿易収支改善を主目的とし、輸出産業育成および国内資源活用を打ち出したものであるが、さらに、日系企

第2表 産業投資奨励認可件数の推移

年 次	認可件数	年 次	認可件数
1960 ~ 61	114	1976 ~ 77	163
1962 ~ 63	147	1978 ~ 79	435
1964 ~ 65	136	1980 ~ 81	330
1966 ~ 67	229	1982 ~ 83	250
1968 ~ 69	270	1984 ~ 85	476
1970 ~ 71	146	1986 ~ 87	919
1972 ~ 73	441	1988 ~ 89	2,633
1974 ~ 75	259		

(出所) 投資委員会 (BOI)。

業および日本商品のオーバー・プレゼンス批判を通じて、タイ国民のナショナリズムを高揚させようとしたものであった。

1972年産業投資奨励法(全39条、以下1972年法という)は、輸出企業の輸入税および取引税の減免税措置と、奨励地域として指定した地方に立地した企業に対する同種の税の減免税措置が主たる改正点であった。そして企業に対する投資委員会の権限を強化したこと(届出事項および認可条件項目の増加など)も新たな改正点であったが、その他は基本的にこれまでの法律を継承しており、大きな変化はなかった(第1表)。

しかし、この時期の現地化政策を強化する意図は1972年法の運用において実施され、さらに外国企業規制法(商業省管轄)、外国人職業規制法(内務省管轄)、および各種税法等によって、制度上の強化がはかられた。

(3) 輸出産業育成策の失敗

前述のように、タイ政府は貿易赤字対策として産業投資奨励法の改正を行ない、輸出企業と国産資源活用型企業の奨励措置を強化した。その主な内容は、(イ)輸出製品のための原材料および中間財の輸入税および取引税の免除、(ロ)輸出増加実績の2%を課税所得額から控除する、(ハ)国産財を使用した場合に、国産財生産者に当該商品の取引税を免除する、の3点である。これらは、

原材料および中間財に対する輸入税および取引税が大幅に引き上げられたこととの関連では、奨励措置として大きな意味があったと思われる。即ち、タイの国内事情から判断すると、例えば輸入代替産業と比較すると有利な条件であり、優遇的措置であった。

しかし、企業側の論理からすれば、タイを輸出生産基地として位置づけるか否か、輸出市場との関連でタイへ立地するメリットとは何か、輸出商品生産に当たってタイの比較優位は何かなどが重要な判断材料になる。そして輸出市場の基準に合わせた商品の品質規格および納品時期の調整も欠かすことができない。これらの点で、タイは産業インフラ、流通、産業金融、技術水準など、輸出産業を支援する多くの分野で問題を抱えていた。このため、1972年法による税法上の減免措置のみでは、輸出産業育成に大きな効果は期待できない^⑪。

さらに、この頃世界的な一次產品価格の上昇が始まっており、タイは農産物輸出の増大により急速に貿易収支の改善が進んだ。特に、1972年は対前年比51億バーツ(約2.5億ドル)の輸出増加で、その大部分は一次產品および農産物加工品であった。貿易収支は70年が122億5000万バーツ(約6.1億ドル)の赤字であったのに対して、71年は99億バーツ(約5億ドル)、72年には89億バーツ(約4.5億ドル)の赤字に減少した。このため、タイ政府としては、貿易赤字ないし国際収支危機に端を発した輸出産業育成政策は、農業および農産物加工分野において一定の成果がみられたために、製造業分野の輸出企業育成にあまり熱意を示さなくなってしまった。

その上に、当時のタイ政府としては、ベトナム戦争の和平交渉が進み、ベトナム戦争反対の国際世論が高まるなかで、タイの世論が政府批判に向かうことを、より警戒するようになっていた。その対策が最大の貿易国かつ投資国である日本に対するタイ人のナショナリズムの喚起であったし、日系企業を主とする外資系企業の現地化政策であった。そして1973年の経済、政治、社会問題における政府責任追求の大衆運動の高まりのなかで、政府はもはや産業政策を熟慮する余力を失っていた^⑫。

このような状況のなかで、1973年10月の学生革命によって軍事政権が倒れ、続いて、第1次オイルショックが発生し物価高騰の嵐が起った。73年10月から76年10月までを、通常、タイの「民主化時代」と呼ぶ。この間、長年の軍事政権が崩壊したことによる民主化運動のさまざまな動きがみられ、新憲法の制定、労使関係法の制定などがなされた。また、この間75年4月には、ベトナム戦争が終結し、ラオス、カンボジアにも社会主義政権が成立したことなどの影響で、タイ資本の国外逃避が大々的に発生した。

(4) 産業育成政策（現地化政策）のジレンマ

1960年代末から始まった企業の現地化政策は、貿易赤字改善が大きな目的であったが、同時に、国内産業の発達をねらったものでもあった。それは60年代に急速に発達した主要製造業の多くが、日米欧の消費財の組立加工を主とする輸入代替産業であり、インフラ不足や関連産業不足による輸入財依存や企業内製化率が高く、外資の国内産業発達への波及効果が少なかったためである。

現地化政策の主な内容は、輸入規制および高関税による国産財の使用促進；国産化率引上要請による国産財使用促進、国内加工度向上、および外資の関連投資促進；出資比率規制による国内産業資本の育成；外国人就労規制によるタイ人の人材育成；技術移転による国内技術の向上、などであった。これらの現地化規制が強められたことによって、いずれの項目も一定の前進をみることができた。特に、国産化率規制は、自動車産業を中心に、部品関連産業における、外資系企業の顕著な増加をもたらした。

しかし、1972年法の主なねらいの一つである輸出企業の育成は、これらの現地化規制によって大きな制約を受け、ジレンマを抱えることになった。それは輸出産業の発展には、優秀な関連産業の存在が不可欠のものとなるが、その産業条件の整っていないタイでは、コスト高生産にならざるを得ない（いわゆるコスト・ペナルティーがかかる）からである。さらに、高関税政策は輸入

代替産業の国内市場保護効果が高く、物価高をまねき、輸出産業の間接コストを押し上げ、さらに、めぐりめぐって賃金コストも押し上げる結果をもたらした。

産業投資奨励法に基づいて、1972年から75年の4年間に奨励認可証の交付は700件行なわれた。この数は、それ以前の認可実績と比較しても少ない数ではなく、むしろこれまでになく高い交付件数であった。上述したように、この間、経済ナショナリズムの高まりや現地化規制の強化、学生革命や経済混亂など、内外資本にとってけっして好ましい政治経済環境ではなかった。にもかかわらず産業投資が大幅に増加した（投資奨励法に基づく投資）ことは、この間のタイの産業政策上の手直しよりも、企業独自の経営戦略が優先したと考えられる。それは国際通貨調整と一次産品ブームによるタイ農村市場の拡大を視野に入れた経営戦略であったといえる。

3. ベトナム特需の終焉と低成長経済下の産業政策

（第3期：1977～82年）

(1) 軍政復帰と1977年投資奨励法

1976年10月6日、軍部による反革命クーデターがあり、タイの「民主化時代」は3年で終わった。その最大の理由は、75年のベトナム戦争終結によるインドシナ3国における社会主義政権の成立である。それによってタイの政治経済指導層は危機感を高め、再び軍部による強権的政治指導を求めたためである。ベトナム戦争の終結は、タイにとって特需の終焉でもあった。アメリカのドル防衛政策の一環で、これを機にアメリカはアジアから手を退く政策を強め、タイに対する軍事的経済的援助を大幅に削減した。60年代中旬から特需によってふくらんだ国内市場は急速にしづみ、米軍基地など関連施設のあった地方やサービス産業部門では深刻な不況に見舞われた。また、石油

輸入国であるタイは、第1次オイルショック以降、石油輸入代金の支払い増加が大きな負担になり、さらにタイ資本の国外逃避が重なり、タイ経済の危機感が高まった。

このため、時の軍事政権は新たな外資導入と資本逃避の抑制をはかる一方、外国借款の大規模な導入を行なって、全国的な公共投資を拡大し、民生安定をはかることに重点を置いた。こうして、これまで企業の現地化政策を強めていたタイの産業政策は、軍事政権の下で緩和されることになり、1977年投資奨励法が制定された。

1977年投資奨励法（以下1977年法という）の最大の特徴は、投資委員会委員長に首相を置くことによって権限を強化し、1977年法に基づく法定事項を、他省庁が管轄する関係法規の裁量事項の上位に置いたことである。その他の改正点は、法人所得の控除項目を増加させた点、奨励認可に際して環境を考慮した点、および規定をより詳細にしたことなどであるが、基本的に1972年法とあまり変わりはなかった。

(2) 低成長経済への移行と産業育成政策の再検討

1970年代の世界的な一次産品ブームの下で、タイ経済は大きく変貌することになった。それは錫、ゴム、米、キャッサバ、メイズ、砂糖などの生産と輸出を飛躍的に増大させ、これら一次産品の有力な輸出国として抬頭したことである。その他の農産物の輸出増加もみられ、輸出による外貨獲得能力を大幅に向上させるとともに、農業部門の顕著な所得増大がみられた¹³。また一次産品以外にも、繊維製品および食品のサウジアラビアへの売込み成功をきっかけとして、これら工業製品の中東諸国への輸出を拡大することができた。繊維製品の輸出は国際通貨調整以後生産能力が増強され、第1次オイルショック後輸出拡大が始まり、OECD 繊維輸入クォータ拡大後本格的な輸出になったといえる。

タイの工業製品の輸出は、繊維製品（織布、ガーメント、糸、布パック、ジュー

ト製品), 砂糖およびモラセス, パイナップル缶詰, 宝石類, 木製品などが主なものであった。1977年の工業製品輸出額179億バーツ(約9億ドル)のうち, 砂糖, モラセスおよびパイナップル缶詰の3品目で91億バーツ(51%)を占め, 繊維製品5品目で47億バーツ(26%)を占めた。

このような産業事情を背景として, 1977年の投資法の改正と現地化政策の緩和が打ち出されたのであるが, その枠組みは1977年法の特徴でも述べたように, 関係法規上はそれ以前と大きな変化はなく, 法規の運用において実質的に緩和するというものであった。したがって, 投資企業にとっては, 投資委員会を始めとして, 関係省庁と交渉してみなければ許認可の具体的な内容が定まらない仕組みになっていた。即ち, タイ政府はこの段階においても, 一般的な現地化規制の緩和を主要な産業政策としていたのみで, 拡大しつつある工業部門のどの産業をタイの戦略産業として育成するかという個別の産業政策は打ち出さなかったのである。

そういうしているうちに, タイ経済は1979年の第2次オイルショックによって大きな痛手を被った。70年代の7%という年平均成長率のなかで, エネルギーと原材料の石油依存率を高めていたタイ経済は, 第1次オイルショックにも増してさまざまな分野のコスト増加をまねくことになった。しかも, 第1次石油ショックが, 一次産品の世界的な高騰によって大きく緩和されたのに対して, 今回の場合, 農業一次産品価格の世界的な低迷期にあった。このため, GDPの実質成長率は79年5.3%, 80年4.8%と, それ以前の水準から2ポイントも下がる低成長へ移行してしまった。しかも, 80年代に入つてからは, 世界経済全体の低成長経済への移行と重なり, タイ経済の低迷は長期化することとなった。そのうえ, タイから撤退する外資企業も目立つようになり, 82年の世界的な累積債務問題の高まりのなかで, 政府は過去20年間基本的に変わらなかった産業育成政策の再検討を行なうこととなった。

4. 不況打開策としての輸出産業奨励と外的ショックによる投資ブーム（第4期：1983年～現在）

(1) 国際収支改善策としての輸出産業育成

第2次オイルショック以降、タイの貿易収支赤字はこれまでにない大幅なものとなった（第3表）。その上、対外債務の支払いの大きな波が始まるのを目前にひかえて、タイ政府は輸出拡大の緊急対策を迫られることになった。世界的に食糧生産が過剰で、農業一次產品価格がいっそう低迷するなかで、外貨獲得の道は工業製品の輸出をおいてないことを認識せざるを得なかったのである。しかし、国内産業は繊維産業および食品加工産業を除いて有力な輸出産業は育っていなかった。このため、政府は手っ取り早く、外資の輸出産業を誘致する方策をとった。それはタイ政府が1970年代を通じて進めてき

第3表 タイの貿易収支（通関ベース）の推移

（単位：100万バーツ）

年 次	輸 出	輸 入	収 支	年 次	輸 出	輸 入	収 支
1955	7,121	7,503	-382	1972	22,491	30,875	-8,384
1956	6,924	7,655	-731	1973	32,226	42,184	-9,958
1957	7,540	8,537	-997	1974	49,799	64,044	-14,245
1958	6,447	8,237	-1,790	1975	45,007	66,835	-21,828
1959	7,560	8,988	-1,428	1976	60,797	72,877	-12,080
1960	8,614	9,622	-1,008	1977	71,198	94,177	-22,979
1961	9,997	10,287	-290	1978	83,065	108,899	-25,834
1962	9,529	11,504	-1,975	1979	108,179	146,161	-37,982
1963	9,676	12,803	-3,127	1980	133,197	188,686	-55,489
1964	12,339	14,253	-1,914	1981	153,001	216,746	-63,745
1965	12,941	15,433	-2,492	1982	159,728	196,616	-36,888
1966	14,099	18,504	-4,405	1983	146,472	236,609	-90,137
1967	14,166	22,188	-8,022	1984	175,237	245,155	-69,918
1968	13,679	24,103	-10,424	1985	193,366	251,169	-57,803
1969	14,722	25,966	-11,244	1986	233,383	241,358	-7,975
1970	14,772	27,009	-12,237	1987	299,853	334,340	-34,487
1971	17,281	26,794	-9,513				

（出所）バンコク日本人商工会議所『タイ国経済概況』1988～89年版。

た企業の現地化政策を、輸出企業に限って自由化することであった。この措置は投資奨励法を改正する手続きはとらず、投資奨励税制の奨励措置認可基準として定められた。特に、83年1月に投資委員会発表No.1／2526の基準は、輸入代替型企業については原則として奨励措置を認めないとした上で、輸出企業については製品の輸出割合に応じて、外資の100%出資まで認め、奨励措置を認めるとした。しかも、輸出製品用の原材料や中間財の輸入が自由化され、生産の20%が実質的に国内市場での販売ができるというものであった。

1983年に定められた上記のような輸出産業奨励政策は、しかし、当初それほど大きな効果は出なかった。わずかに日系の加工食品輸出、ガーメント輸出などを中心とする、中小規模の新規投資がみられるようになったのみであった。その結果、貿易赤字は依然高水準にあり、83年には史上最高の900億バーツに達し、84年にも700億バーツを記録した。その上、対外債務返済もデット・サービス・レシオが20%の危機ラインに達する状況であった。そのような中で、この輸出産業育成策が活用されるようになったのは、85年G5による国際通貨調整後の86年からである。

(2) 外的ショックによる投資ブーム

1980年代後半のタイの経済発展は目覚ましいものであった。国内総生産GDPの実質成長率は86年4.7%，87年7.1%，88年11.0%，89年10.5%と、正に高度経済成長と呼べる経済発展を遂げた。この過程で、1人当たり国民所得も85年の723ドルから、88年には1006ドルへと大幅に伸び、タイ経済史上初めて1000ドルの大台を突破した。

1987年のGDPに占める製造業のシェアは24.1%となり、総輸出額に占める工業製品のシェアも52.2%に達した。これまで輸出のリーディング商品であった繊維製品に加えて、新たに電子・電気機械類が有力な輸出商品として抬頭してきた。さらに、かつてタイでは不可能と考えられていた自動車の輸

出も87年から始まり、タイ機械産業の新たな時代を画すこととなった。

このような1980年代後半のタイ経済の好況は、実は85年9月のG5による国際通貨調整を契機とした海外からの直接投資の大量流入に支えられていた。特に、輸出を中心として、繊維、電気・電子機械、輸送用機械、およびそれらの部品などに関連する産業部門への日本からの大型投資が急増し、さらに台湾、香港、欧米諸国からの投資も急増したことによって、かつてなかった大規模な投資ブームが発生した。そして、外資の流入にともなう国内における工場用地やオフィスビル需要の急増による不動産ブームが発生し、さらに工業団地、工場施設およびオフィスビルなどの建設ブームが続いた。そして、海外からの投資ブーム→不動産ブーム→建設ブーム→雇用拡大→消費拡大→投資増加、の好経済循環が機能するようになった。タイ製造業部門は外資の大量流入を受けて急速に輸出産業を増大させたのである。タイ政府はこの機会を利用して、輸出製造業部門への、内外からの産業投資をいっそう奨励する政策をとり、経済開発計画（第6次）を上方修正して産業用インフラストラクチャーの整備も促進することにした。現在、タイ政府がとっている輸出産業育成政策は、輸出企業に対する減免税を中心とした投資奨励優遇措置と、関連するインフラストラクチャーの整備と、そして資本財、原材料および中間財の輸入自由化が主な柱である。

もし、これらの資本財、原材料および中間財の国内調達を将来予定するのであれば、これら川中、川上産業および素材産業の育成プログラムが政策的に考慮されなければならない。しかし、これまでのところ政府としての具体的な政策ではなく、そのような産業を興すか否かは民間企業の自由な判断に任せられている。ただ、輸出企業の輸出商品のために部品等を製造する企業については、これを輸出企業とみなして投資奨励優遇措置を認めている。一方、輸入代替産業に対しては、特別な理由（経済効果）がない場合、原則として投資奨励を行なわず、民間の自由な興業に任せられており、業種によって設立規制や国産化規制、さらに出資その他の現地化規制が設けられている。

したがって、タイの産業育成政策は、インフラストラクチャーの整備の他

は、政府が特定産業のために何らかの積極的な資源配分を行なうことはほとんどなく、税の減免、許認可や現地化規制などのあり方を変えることによる産業政策が主となっている。そして、どの産業が発展するかは、その時の税制および許認可等諸規制の枠のなかで、内外企業家が自由に選択するところに任せている。

マクロ経済指標でみるとかぎり、最近のタイ経済は好調に推移しており、工業化の進展も目覚ましいものがある。特に、1980年代後半の輸出製造業の急拡大は、タイ政府として特別に強力な育成政策を導入したわけではないにもかかわらず進展した。むしろ、資本出資規制、資本財および中間財などの輸入規制を自由化したことが大きな効果をもった。この場合、積極的な育成措置よりも、規制の緩和のほうが結果的に輸出製造業を育てたことになった。

注(1) 世銀の経済診断は *A Public Development Program for Thailand*, 1959 としてまとめられている。

(2) *Ibid.*, p.98.

(3) 同旨の政策は1955年に、当時のピブン首相の民主化政策の一環で打ち出されたことがあるが、今回は投資奨励法の中に明記した。

(4) 取引税（ビジネス・タックス）は日本の事業税に類似している。

(5) 貿易赤字の増加および財政事情については、ワリン・ウォンハンチャオ、池本幸生編『タイの経済政策——歴史・現状・展望』、アジア経済研究所、1988年、参照。

(6) この点の意義については、鷺尾「タイにおける「現地化」政策の推移と国民経済形成」（藤森英男編『アジア諸国の現地化政策——展開と課題』、アジア経済研究所、1987年）、183～186ページ参照。

(7) ワリン、池本編、前掲書、123ページ。

(8) 米軍特需については、吉岡雄一編『タイ——経済と投資環境』、アジア経済研究所、1976年、210ページの次の数字が参考になる。

米軍支出および海外民間投資額

(単位：100万バーツ)

年 次	米軍のサービスの購入	私企業に対する海外からの投資
1962	204	156
1963	361	346

1964	438	374
1965	911 (1.1)	870 (1.0)
1966	2,589 (2.6)	570 (0.6)
1967	4,109 (3.8)	894 (0.8)
1968	4,918 (4.2)	1,239 (1.1)
1969	4,446 (3.5)	1,057 (0.8)
1970	4,192 (3.1)	880 (0.6)
1971	3,789 (2.6)	799 (0.5)
1972	4,413 (2.8)	1,427 (0.9)
1973	3,962 (-)	1,080 (-)

(注) かっこ内は GNP に対する割合。

(出所) Bank of Thailand, *Monthly Bulletin*.

- (9) 1960年代後半の国際収支状況については、宍戸寿雄編『タイ経済発展の諸条件』、アジア経済研究所、1973年、204~206ページ参照。
- (10) この時期の現地化政策の推移については、鷺尾、前掲論文（藤森英男編、前掲書）が詳しい。
- (11) 末廣 昭、安田 靖編『タイの工業化——NAICへの挑戦』、アジア経済研究所、1987年、67ページも、輸出産業振興に実際的政策を欠いていたと指摘している。
- (12) 鷺尾、前掲論文、190、191ページ参照。
- (13) 梶田 勝著『タイ経済の発展構造』、アジア経済研究所、1977年、タイ農業のダイナミックな発展状況を解明している。